

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		せり人登録の削除
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第19条第1項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 次の各号の一に該当し、登録の取消しを受けるとき。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) 売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるものであるとき。</p> <p>(4) せりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるとき。</p> <p>2 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。</p> <p>3 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。</p> <p>4 次の各号の一に該当し、登録の取消しの処分を受けたとき。</p> <p>(1) さいたま市食肉中央卸売市場業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) せり人がせり売に関して委託者又は売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不当行為をさせたとき。</p> <p>(3) せり人がその職務に関して委託者又は売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。</p> <p>(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和2年6月21日最終改正
備 考		